

## 第20回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成27年2月18日（水） 14時00分～16時20分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

### ○出席者

策定委員：13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：12名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、徳田委員、林委員、藤田委員、松井委員、田原委員、澤田委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター 大平コーディネーター

事務局：幡野、吉川、築島

傍聴者：2名

### ○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第19回会議録の確認について
3. 市民の声を聴く会へ寄せられた意見の整理について
4. 今後のスケジュール
5. 閉会

## ■ 1 開 会

### ○事務局

ただ今より第20回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いしたいと思います。

（市民憲章唱和）

### ○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

本日欠席のご連絡を頂戴いたしておりますので、第1部会から順にご報告させていただきます。庁内委員の呉竹委員、中島委員、今井委員、西村委員が欠席でございます。第2部会では、藤村委員、橋本宗樹委員が欠席でございます。第3部会では、古谷委員、森島委員、中尾委員、太田委員が欠席という連絡を頂戴いたしておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、会議の進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。

## ○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。本日は第20回の策定委員会でございます。いつの間にかたくさんの回数を重ねてここに至っているわけでありまして。次第の今後のスケジュールのところをご覧いただきますと、次回、第21回がこの委員会としては最終回になります。3月20日には市長様に条例骨子案を提言書として提出するというので、残された時間もあとわずかになってまいりました。

今回は事前にたくさんの資料を皆さんのお手元にお送りさせていただいているかと思えます。この間、限られた時間のなかで、「市民の声を聴く会」でいただいたご意見を踏まえて、直すところは直し、また直さないにしても、いただいたご意見に対してはできるだけ誠実にお答えしていこうということで、作業委員会でもかなり時間をかけて夜遅くまで作業をしていただきました。

今日は、その作業委員会からの資料ということでたくさん出ておりますけれども、これをご覧いただきまして、「市民の声を聴く会」へ寄せられた意見を踏まえて、どう修正していけばいいのか、あるいはどうお答えをしていけばいいのかということをご皆さんと議論をさせていただいて、なんとか次回、3月10日には提言書として取りまとめていきたいと思っております。

いよいよ大詰め作業になるわけですが、今日も限られた時間ではありますけれども、議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

## ■2 第19回会議録の確認について

### ○委員長

それでは早速、議事に入ってまいりたいと思えます。まず、「第19回会議録の確認について」であります。あらかじめお手元にお送りさせていただいておりますが、特に修正のご意見は事前に寄せていただいておりますが、何かお気づきの点がありましたら、よろしく申し上げます。

### ○市民委員

15ページの委員長さんのご発言の下から4行目ですが、「前文にこれを入れたどうか」、これは「ら」が漏れていると思えます。もう1カ所は、34ページの下から2段目の委員長さんのご発言のなかで、「条例そのものに対する意見ではないのではありませんか」、ここは「に」が漏れていると思えます。この2カ所だけです。

### ○委員長

ありがとうございます。いずれも私の発言のところをしっかりとチェックいただきました。15ページの下から4行目の「前文にこれを入れたどうか」、「ら」が抜けているのと、34ページの下の方の私の発言の2行目の「条例そのものに対する」、「に」が抜けているので、この2カ所の修正をというご意見でした。

## ○市民委員

18ページの市民委員の「歴史をひもとけば」のところですが、何の意味かわかりにくいので、できたら取り消してもらいたいのですが、これは、「日本国民たる」に対する意見が多いということから、たぶん私が発言したと思います。鹿深臣（かふかのおみ）は渡来人ですけれど日本人として帰化した人物であるという、そういう説があるということを入れていただきたいのです。これはあくまでも歴史家がそういつているだけであって、これが正論ではありませんから一切取り消していただいても結構ですが、まだまだ議論されるようであれば、過去にも帰化したら当然日本国民として位置づけられるということで、このように申しあげたつもりです。ですから、取り消しのお許しがなければ、「渡来人として帰化した人物であるという説」というのを入れていただきたいと思います。

## ○委員長

ちょっと説明が足りないということですが、渡来人と書いてありますけれど、これは帰化した渡来人であるという説もあるということですね。では、こういうふうにしましょうか。「歴史をひもとけば、甲賀市をつくったのは鹿深臣（かふかのおみ）という帰化した渡来人であるという説もありますから」という形に直していただきましょうか。そうすると今のご発言の内容が適切に入るかと思います。

ほかに、会議録修正のご意見はよろしいですか。

— 特に意見なし —

## ○委員長

では、ほかには特にご意見はないようですので、第19回会議録は以上でご承認いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

## ■3 市民の声を聴く会へ寄せられた意見の整理について

### ○委員長

それでは、次第の3番目、いよいよ今日の本題の「市民の声を聴く会へ寄せられた意見の整理について」であります。

まず最初に、皆さんのお手元に2つの表があるかと思います。「市民の声を聴く会において市民から寄せられた意見・感想」と「紙提出の意見・感想」です。それぞれ最初のほうのページに「確認済み」とか「作業委員会において確認済み」と書いてあります。途中のページから先にはCとかAという、前回に引き続いて記号が付いているわけです。

これはどういうことかといいますと、前回、第19回の会議で皆さんにどう対応していくかということの確認を途中までしていただきました。そのなかで皆さんに確認

をしていただいた、例えばCという、作業委員会で検討しろというもの、あるいはBという、ここで最終的には検討するけれど作業委員会で案をつくってこいといったものについては、作業委員会でこの間にご検討をいただきました。前回すべての意見について目を通しきれてなかったのが、それについてもこういうふうな形で対応する方針でいいたろうかということで、対応方針をまず作業委員会で考えさせていただきました。それが「市民の声を聴く会において市民から寄せられた意見・感想」の5ページから先のところにAとかBとかCとか書いてある部分です。「紙提出の意見・感想」では2ページから先のところにAとかBとかCとか書いてあります。これはそういうことなのですが、まずその対応方針について、これでいいかということをご確認いただきたいのです。そのうえで、この対応方針でよければ、前半部分はすでに作業委員会で検討いただいた案が出てきていますので、そちらをご議論いただきたいと思いません。

まず、「市民の声を聴く会」へ寄せられた意見への対応の方針、AとかBとかCとかいうものについては、こういう対応ではちょっとまずいのではないかとこのころがあればご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

一つ言い忘れていました。「紙提出の意見・感想」については、前回のこの会議ではまったく目を通してなかったわけですが、作業委員会で作業をするにあたりまして、前文から順番に16「市長等の役割と責務」までは、「市民の声を聴く会」において直接市民の方から寄せられた意見に基づいて対応を検討していくにあたって、当然同じ個所であるので、紙提出の意見・感想についても併せて対応を考えていかなければならないだろうということで、申し訳ありませんけれど、16まではすでに作業委員会において「紙提出の意見・感想」についての対応案を考えて今日の資料に反映させていただいているという意味で、そこはすでに網かけになっております。そこについても、それではまずいということがあれば、またこのあとのところでご意見をいただければと思います。

— 特に意見なし —

○委員長

AとかBとかCとかという話よりも、むしろ中身のほうをどう対応して訂正をするかしないかという議論のほうに移っていいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

それでは、部分的に赤い文字が入っているもう一つの資料をご覧ください。これは、実際に「市民の声を聴く会」へ寄せられた意見、紙で提出していただいた意見も含め

てですが、それを受けてどう対応していくかということで、作業委員会でご検討いただいた結果を反映させた資料になります。とりあえず16までは作業委員会で作案をつくっていただいたものを皆さんに事前にお送りしてあります。まずこちらを見ていただきたいと思います。この資料については作業委員会から、どういうことを入れたかという説明をお願いできますか。

#### ○市民委員

かなり膨大な量でございましたので、作業委員会に託されたなかで、その理論の正当性、あるいは参考性を鑑みながら検討をいたしました。前文につきましては、下から3行目は「理想郷を実現していく」でありましたが、理想郷は目指すものであるということから「目指す」というご指摘をいただいておりますので、ここは「目指す」という表現に変えました。

解説の部分の赤字のところですが、「日本国民たる甲賀市民」という表現に違和感をもたれたり、あるいはなぜここで日本国民が出てくるのかというご意見もいただいております。そのなかで、この赤字の部分は、この条例を制定できる権限のある方は日本国籍を有する有権者であるということから、誰がこの条例を制定しようとしているのかということをも明らかにするための一つの表現方法として、「日本国民たる甲賀市民」といたしております。

ここに出てくる甲賀市民は、かなり広い意味の甲賀市民になっております。例えば、ほかにお住まいで甲賀市の事業所に勤めておられる方とか、通学している方とか、企業や事業者や団体なども含めて、広い範囲で市民と定義していますが、その人たちがこの条例を制定するのかということ、それはありませんので、明らかに誰が制定するかということを集散的にここで表現したということでございます。

時間の進行の関係もありますので、全体を通して説明だけ先にさせていただきます。2ページの第1章の総則ですが、「条例の目的」、「定義」、「まちづくりの基本理念」は順番が変わっています。これは、何のためにこの条例を定めようとしているのかという目的が1番目にあるべきだというご指摘を受けまして、もともと3番目にあった「目的」を1番目に変えました。次に「定義」をもってきております。当初は5番目にあっただけですが、それまでに「市民」とか「地域住民」とか「市長等」が出てくるのに、定義の解釈が5番目に出てきておりましたので遅すぎるということから、条文が始まるまでに定義という形でご理解をいただく位置にしなければならないというから、2番目にあげております。

3ページの解説の赤字のところですが、「ここで定義している『市民』は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、外国籍の方や企業・団体など法律上の権利に違いがありますが」という形で少し詳しくしております。

3ページの「まちづくりの基本理念」は、当初は1番目にきておりましたが3番目に順番を変えております。

4ページの「目指すまちの姿」は、もともと2番目だったのですが4番目にしました。順番としては「理念」があって「目指すまちの姿」となりますが、位置としては4番目にさせていただきました。

条文の内容ですが、ここは言葉の解釈のなかで重複しているのではないかとかいろいろご指摘を受けておりましたので、「まちづくりの担い手は市民であり、市民自らのかがやく未来のために」としました。最初は「輝き続けられるために」でしたが、「かがやく未来のために」という表現に変えました。

①は「市民が相互の理解を深め、誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重される差別のないまち」という表現に少し整理をさせていただきました。

③は「市民が個性や能力などを生かしながら」という部分と、「共に生き、誰もが地域で社会生活を営み」という部分を入れております。

解説の赤字のところですが、『誰もが地域で社会生活を営み』の文言には、障がい者が安心して暮らせるまちづくりのためのユニバーサルデザインやバリアフリーなどの思いも盛り込みました」ということで、この部分については「市民の声を聴く会」で福祉関係の団体からご意見をいただいておりますが、個別の条例のなかで展開をするべきものという考えのなかで、ここでは「誰もが地域で社会生活を営む」という「誰もが」という部分に盛り込みをさせていただくという形にしております。

5ページの「条例の位置づけ」は、条文の順番を整理した関係で、4番から5番に変わったということです。

第2章の「まちづくりの基本原則」の6「市民の権利」の②ですが、「市民及び市長等は」と書いてありましたが、「市民は」に変えております。当初は「市長等」も含んでいたのですが、これは市民の権利としてここにあげていて、市長等の権利ではありませんので、「市民は」という形に変えまして、「尊重される権利を持っています」という形の条文にいたしました。

下の解説ですが、「なお、②で保障している市民の権利は、日本国憲法第14条で保障されている権利ですが、憲法で明示されていない性同一性障がい……」、明示されていない、こういうこともありますよという説明文にいたしました。

6ページの8「子ども」ですが、当初は、「子どもは、生きる、守られる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参加・参画する権利を保障されます」でしたが、「参画することができます」に変えております。

7ページの10「多文化共生」ですが、「多文化共生」という条文はどうかというご指摘を「市民の声を聴く会」で受けておりましたけれど、今後の日本のそれぞれのこの内容の部分と、甲賀市の内容の部分、あるいは都道府県の内容の部分で、整合性と一貫性を作業委員会で事情聴取をしながら確認をいたしましたところ、私たちの基本条例策定委員会では「多文化共生」ということで整合性に異論は認められないということですので、このタイトルをそのまま使わせていただいております。

ただ、①と②は順番を逆にしております。①の「市民及び市長等は、世界の人々と

互いの文化を認めあい」は、「世界の人々と」を黒い線で消しています。いろいろな文化は人だけを指すのではなく多義にわたることから、「世界の人々と」という文言を消しました。

8ページの11「安全・安心のまちづくり」は、条文の内容が過密になっておりましたので、もう少し整理整頓しなければいけないということと、まだ抜けている部分があるというご指摘もいただいておりますので、①は「市民及び市長等は、関係機関、団体等と連携協力し、安全安心なまちづくりを推進します」という表現を最初に入れました。

②は条文整理をしまして、「市民は、常日頃から学習や安全点検」としました。最後のところは「市民の協力・連携により対処するよう努めるものとします」としていたのを、「市民の協力・連携」を「相互の協働」に変えております。

③は、自主防災組織を設立するにあたってその単位はどういう形を謳えるかということで、当初は「区・自治会等」でしたけれど、実際に自治振興会が広域の自主防災組織をつくっておられるところがありましたので、「市民の声を聴く会」でも、今後そういうことも十分設立単位として認められるので、「等」という表現のなかに含まれるということでは消極的ですので、「自治振興会」という名前を出して、「区・自治会もしくは自治振興会等」という形に土俵を大きくしております。その下の部分は、「自主防災組織等の設立、避難場所の整備などを図ることにより」ということで、「避難場所の整備」ということも追加で入れております。

④は「市長等は、市民と協力・連携し」でしたが、「協力・連携」を「協働」に変えております。下から2行目は危機管理の部分ですが、「これらと協働のもと」を「緊急時には市民をはじめ、国、県、近隣自治体等との緊密な連携のもと」に変えております。

9ページの第3章の「各主体の役割と責務」の13「市民の役割と責務」の①ですが、「市民は、まちづくりのために、できることを自ら考え、積極的に行動するとともに、互いが支え合います」ということで、「できることを」を加えた表現に変えております。

10ページの14「企業・事業者の役割と責務」は、「他の市民・市長等」の「他の市民」は誰のことをいうのかというご意見をいただいております。これは「他の市民」というよりは「市民」ということでありますので、企業・事業者も実は市民なのです。ですから、国語的にまどろっこしい表現になっていましたので、ここははっきりと「市民・市長等」として、「協力・連携」は「協働」に共通して変えております。

15「議会、議員の役割と責務」ですが、①は当初、「議会は、市民の声がまちづくりに反映されるように」という表現でしたが、議会については市政という部分でありますので、それを正しく真っ直ぐに公正にという表現で、「公正に市政に反映されるように」と変えました。

②は当初、「議員は、甲賀市政を担う者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます」でしたが、これは議会議員としてどう取り組むべきなのかという部分が、まちづくりだけで議会外のような形を受けておりましたので、「まちづくりの推進に取り組み、市民の負託に応えます」と変えました。

16「市長等の役割と責務」ですが、①は「市長等は、全体の奉仕者として」という表現でしたが、「市民の声を聴く会」からも「全体の奉仕者」というのは誰のことをいっているのか、誰の全体なのかというご意見をいただいておりますので、これは「市民全体」ということで、条文の表現に不足がありましたので、「市民」を入れました。

以上、解説の部分も踏まえて、この表現はどうか、あるいは内容的にどうかというご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございました。四角内が条文の骨子案で、下の解説というのは、皆様が「市民の声を聴く会」の際に、この条文はこういう意味ですよというのを読み上げていただきましたが、そのときの原稿です。ですので、文字の形ではないですが、すでに声としては、この解説に書かれているものは「市民の声を聴く会」のときに一旦表に出たものだというふうにご理解いただけたらいいかと思えます。

今回、「市民の声を聴く会」でいただいたご意見を踏まえて、条文を訂正した個所が何カ所かありますが、条文では訂正できないけれども、解説で十分に説明が行き届いてなくて誤解を招いたところもあったかなというところについては、解説のなかで説明をするという形でご理解いただけるように補足をしようということで、作業委員会としては足していただいている部分もあります。

ということで、赤字が加わった16までのところは作業委員会で作業をしていただいたわけですが、この修正ではかえって「市民の声を聴く会」で出た意見に対するお答えとしてはおかしいのではないかとといったご意見があればいただきたいと思います。もちろんこれを見ていると、ご自分自身の思いとして、もっとこうすればよかった、もっとこういうことも入れたらよかった、というのがあられるかもしれませんが、それは今日はなしというお約束です。すでに皆さんの意見を最大限集約した形がこの骨子案でありますから、あくまでも「市民の声を聴く会」で出てきた意見に対応して、直すか、直さないかというふうにご理解いただいたうえで、過不足、あるいはご指摘があればご発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○市民委員

5ページの第2章の6「市民の権利」ですが、赤字が追加になった経緯を説明していただきましたけれど、「セクシュアルマイノリティ」という言葉が追加になった経緯をもう一度説明していただけますか。

## ○委員長

お手元の「市民の声を聴く会において市民から寄せられた意見・感想」のほうの「市民の権利」に関するところの上から2番目、「市民の権利は憲法で保障されたものだと思うが、憲法だけでは不十分なものがあるのか」とか、その4つぐらい下に、「憲法14条に保障されている権利ではないか。それ以外にあるのか」というご意見、そのさらに下に、「あえて『性・年齢・障がいの有無にかかわらず』と3つを入れた意味を聞きたい」というご意見もありました。それから「憲法14条では人種という文言も入っていると思うが、なぜ性・年齢・障がいの有無という形の表現になったのか」という疑問もありました。さらに当日ではなくて紙で提出された「紙提出の意見」でも「市民の権利」の3つ目に「性・年齢・障がいの有無にかかわらず」というところについてご意見をいただいております。

当然これに対しては、これだけたくさんご意見をいただいているので何らかの回答なり対応をしなければいけないだろうということでありました。当然ながら、われわれも憲法14条に保障されているのが平等権であるということは承知していますが、今の憲法14条には、それこそ性の問題、あるいはここでもさんざん議論がありました高齢者の問題、あるいは逆に子ども、若者の話もあるかもしれませんし、さらに障がいの有無という心身の状態、そういったことについては明示的には言及されていないのです。ただ、それは当然そういったものを含めて平等権が保障されるべきだということで、ここでは議論があったと思いますので、そういうことで「性・年齢・障がいの有無等にかかわらず」という文言が入っているのだよという説明をしたかったわけです。

ただ、その説明をするのに、では性というのは何なのかといったときには、必ずしも男女だけではないのかもしれない、昨今の議論からすると、セクシュアルマイノリティみたいなものもあるのではないのかなというのが作業委員会のなかで出てきたので、そういった形で文言に入れておくといいのかなということでこの案がつけられたというのが経緯でございます。

## ○市民委員

わかりました。ただ、非常によくわかりますし、重要なことだと思いますが、性的少数者の問題は、今、たしかに流行かもわかりませんが、私の意見としてはまだ言葉の定義も定まっていないような状態だと思いますし、性的少数者というと、性同一性障がいもありますけれど、同性愛とか両性愛とかも入ると聞いていますし、両性愛者というのはある調査では意外にも多くて、決して少数派ではないと聞いていますので、非常にデリケートな問題だと思います。高齢者、子ども、障がい、そのなかにセクシュアルマイノリティをポンと入れるというのは、たしかに新しくて斬新な話題でいいとは思いますが、ここに書くのは私としては不適當ではないかなと思います。「高齢者や子どもや障がいを含む」というのはいいと思うのですが、セクシュ

アルマイノリティというのは不用意に使う言葉では現状ではないのではないかと思います。

○委員長

そうすると、例えば赤字のところは、「なお、②で保障している市民の権利は、日本国憲法第14条でも保障されている権利ですが、憲法で明示されていない性や高齢者や子どもや障がいを含む心身の状態など多様な人々の人権も尊重されることを明確にするためこのような表現としました」というような形であれば、性というのはどこまでを含めて性の話なのかかわからないかもしれませんが、性に関して差別をしてはいけないよというニュアンスが入ってくるので、セクシュアルマイノリティという言葉は使わずに、そこはさらにと説明するというので、そんな形に修正させていただくというのでいかがでしょうか。

○市民委員

皆さんもそれでよければ、それでいいと思います。性同一性障がいというのは昔からありますからいいと思うのですが、セクシュアルマイノリティというと全部含んでしまいますので、「性同一性障がい」以下を省いたほうが無難かもわかりませんねという意見で、お願いします。

○委員長

ほかの皆さんはどうでしょうか。今のご意見を受けて、そこはさらっとこんな形で訂正しようということで私の案を申し述べたのですが、そんな形の訂正でよろしいですか。

— 同意 —

○委員長

特によろしくないというご意見もないようですので、もう一度申しあげますと、「なお、②で保障している市民の権利は、日本国憲法第14条でも保障されている権利ですが、憲法で明示されていない性、高齢者、子ども、障がいを含む心身の状態など多様な人々の人権も尊重されることを明確にするためこのような表現としました」という形で修正をさせていただくことにします。当然その下※印の注も必要なくなるということです。

ほかはどうでしょうか。16までのところでご意見、ご質問があればいただきたいと思います。

○市民委員

15「議会、議員の役割と責務」の解説ですが、これですと、議員というのは簡単に誰でもできるというような感じですから、もう少し政策提案というところも入れていただければと思います。ただ簡単に、「まちづくりの重要な担い手」とするのではなくて、要望ばかりではなく政策提案するような能力をもつべきではないだろうか。そこをうまく表現していただければと思います。それは議会基本条例のなかに謳っておられるかどうかわかりませんが、市民が見たときに、そこをどのように認識、理解されるのかというところから、やはり政策提案というところを入れていただければと思います。

#### ○委員長

今のご意見は、個人的なご意見としてはよくわかるのですが、冒頭で申しましたように、今日の訂正作業は、あくまでも「市民の声を聴く会」でいただいた意見を踏まえてどう訂正するかということですから、どこの意見に対応してそれが必要だということであれば議論はしますけれど、政策提言みたいなことを入れないといけないだろうというご意見は「市民の声を聴く会」ではいただいているのではないかと思います。

#### ○市民委員

その解説のところには何かいるのではないかと思います。そういうことでしたら、それでいいのですけれど。

#### ○委員長

今日の会議録には、委員のなかから議員の政策提案能力を高めてもらうというところを盛り込んだほうがよかったのではないかとのご意見があったというのは残りますので、熱心に勉強していただく議員さんはその会議録を見て、「あっ、そうか」と思っただけなのかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。「市民の声を聴く会」でいただいた意見を踏まえてどう直していくかというところですので、いただいた意見をご覧になりながら考えていただければと思います。

#### ○市民委員

7ページの「多文化共生」ですが、解説のところを見ますと、ある外国の方が多文化は孤立化していくと、そしてアルジェリア移民によるテロが起こったフランスのような国になっていくというご意見もありましたが、多文化ということで文化を大事にするというのはいいと思うのですが、文化を大事にするということはその民族が孤立化する可能性があるのではないかと。

多文化というのは、昔は総務省が国際化とか異文化とかそのようなところからまた

多文化に変わってきたのかなと思いますが、ただ、多くの流れのなかでは、そういう文化ばかり大事にしているとどうしても、甲賀市に住んでいるブラジル人だったらブラジルの文化を大事にする、韓国だったら韓国、中国、インドネシア等々、孤立化していく傾向があるのではないかという意見が、NPOとか市民団体向けの「市民の声を聴く会」で出たのではないかと思います。そういうことで、多文化についてもう一度考えていただければと思います。

#### ○委員長

ここは皆さんとの議論も必要かもしれませんが、「市民の声を聴く会」でいただいたご意見としては3ページの10番の多文化共生のところの1人目の方から、「多文化共生という言葉を使わずに、ともに新しい甲賀市の文化を創っていくまちづくりを検討されたい」というご意見もありました。それも踏まえて作業委員会でご議論をいただけてきたところでありますが、ではどういう言葉が代わりに望ましいのかというと、なかなか置き換えるうまい言葉が見つからなかったということと、結局、県でも国でもこの言葉を今のところ施策としては使っているということで、ぴったりはまる言葉が見つからない以上、ご意見があったことは承知していますけれども、県や国とも足並みを揃えて同じ言葉を使っていたほうがいいのではないかとということで、結局さんさん悩んだけれどもいい代替案が見つからずにこのままになったという、こんな経緯がありますので、もしこういう言葉に置き換えたらパチッとハマるのだというご提案があれば、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○庁内委員

私は多文化共生のほうを担当している職員ですが、現在、多文化共生推進計画を作成してパブリックコメントを実施しているところです。先ほど市民委員さんがおっしゃった話はその委員会のなかでも出ておまして、多文化という言葉についての議論が何回かされたわけですが、先ほど委員長がおっしゃったように、今、国でも県でも多文化共生推進計画という形でプランが進んでいるなかで、本市だけが違う名前をとるということは、政策を推進していくなかにおいても意味合いが違ってくる可能性も含まれるということも懸念します。また、多文化というのは、英語の言葉を直訳したら多文化になってしまったというだけで、各々の国がもっている背景によって多文化の捉え方はさまざまだと思いますので、日本の国として、また甲賀市として多文化共生のあり方を模索していくということから、この言葉のままでいいのではないかと思います。

#### ○市民委員

市民のなかには外国の方も入っているわけですから、市民文化の共生（ともいき）とか、それだと、別に国が言ったことをわれわれが守る必要もないと思いますし、甲

賀らしいと考えられるのではないのでしょうか。

○委員長

市民文化の共生（ともいき）のような言葉で置き換えたかどうかというご意見でした。

○市民委員

あまり困らせたくないのですが、ただ、世界を見ているとそういうような方向にしているの、もう一度作業委員会で検討してください。

○市民委員

多文化共生のところでいろいろご意見を出してもらっていますが、たしか12月1日にこの場所で各種市民団体さんに集まっていたなかで出てきた意見でございまして、「国際化推進計画に関わっているが、今後、外国人の人口が増えていくといろいろな問題が出てくるので、多文化共生という言葉を使わずに、ともに新しい甲賀市の文化を創っていくまちづくりを検討されたい」という意図でご発言をされて、その方は途中で退席されたかと思えます。もう少し掘り下げてその方のご意見をお聞きしたかったのですが、帰ってしまわれたということです。

多文化共生というのは、今、日本のなかでは常識になっているところですが、その方がおっしゃっている意図を踏まえたときに、条文のなかには改正してもらってそういった部分は入ってなくてうまくまとまっていると思えますが、「多文化共生」という項目の名前については、私もそういう意味では引っかかる部分がありますし、先ほど市民委員さんがおっしゃっているような形でそれをほかの言葉に言い換えることができたらと思えます。「共生」という部分は問題ないと思えますが、「多文化」というところは、多様な文化という意味だということは理解できますが、その部分はもう少し変えられたらなと思えます。

○庁内委員

国際化推進委員会のなかでもいろいろな意見をいただいているのですが、多文化共生というのは、私もご意見をいただいた方が委員さんに入っておられてお話をいろいろ聞いているのですけれど、他国は陸続きということもあって異文化と混じりあってきたのですが、日本は鎖国をしていたので日本の国独特の文化をつくりあげてきたわけですが、外国には移民政策がありまして、様々な国からいろいろな人が移民してきたり、また難民が入ってきたり、それぞれ入り混じっているなかで日本とはまた別の文化が生まれているというのが、世界を見たときにわかります。移民政策をとってきた国は多文化を日本とは違う捉え方をしているので、国が違う方向に働いていたりするので、日本は鎖国から今はいろいろなものを取り入れたなかで、例えば宗

教をとっても、仏教があったり、キリスト教があったり、いろいろなものを取り入れてそれをうまく日本独特なものに変えて新しい文化をつくりだしているというところがありますので、これから文化というのも、外国籍の方がたくさん入ってきていろいろな文化が入ってくるので、それをまた新しい文化として取り入れていくというような意味から、多文化という言葉が大事になってくると思っております。ですので、タイトルは「多文化共生」のままで変えないほうがいいと思います。

#### ○市民委員

私もその場にいたのですが、まさに多文化共生の行政の対象になる方が、今はもう多文化共生という言葉は使わないのだと。この言葉は間違いだよというニュアンスだったので、変えるべきなのかと思っていましたが、庁内委員がおっしゃるように、日本国内の行政ではこの言葉でトップから末端までやっていますよということであれば、それで問題ないのかなと思います。たしかにこれが間違いで、今は別の言葉で日本中の行政がやっているということではないのですから、これで問題ないと思います。

#### ○市民委員

先ほどの庁内委員のご意見は、日本は素晴らしいと思っておられるわけですね。いろいろな宗教があって、だから戦争が起こらないというようなものの考え方でおっしゃっていたように思います。ただ、世界を見渡したら、中国にしても多文化のなかで少数民族を抑圧したりいろいろな問題が起こっている。それは文化というのが邪魔になるというか。世界をまわっておられる人がそのようにいわれたのだから、多文化というのは将来恐ろしいというようなことでおっしゃっていたかなと思うのです。

ですから、市民には外国の方も入っているので、できたら「多文化共生」は抜いてもいいのではないですか。他都市のそういうような基本条例を見ますと、こういう文言は見かけないのです。

国がいったならそれは守らなくてはならない、正しい言い方だというのは、今は地方分権で地方が地方らしさをもっていくという流れのなかでは、ちょっと時代遅れのものの考え方ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○委員長

今は、10のタイトルをどうするかということで議論をしているわけです。本文の内容については、「市民の声を聴く会」でいただいた意見も踏まえて、「世界の人々と」という文言を削ったりして、これでいいのだろうと思います。本文の文言をわかりやすくするためのものがタイトルなので、これが中身と噛み合っていないのであれば直さないといけないのかもしれませんが。あるいは、いただいた意見を踏まえてというのものもあるのかもしれませんが。

逆に、庁内委員にお聞きしたいのですけれど、本文には「多様な文化が共存」と書

いてあるのですが、そういう言い方がタイトルであっても今後施策を進めていくうえで、「多様な文化の共存」あるいは「多様な文化の共生」という言葉があったら、それは国の施策でいうところの「多文化共生」に突合するものを甲賀市ではそういう呼び方でやっているのだということで特に問題なくいけるのであれば、ここは直したほうがいいという声もあるので直してもいいのかなと思うのですが、そういうことはいけないものですか。「多文化共生」という名前がないと甲賀市としては今後困ってしまいますか。

#### ○庁内委員

今後困るというよりは、国際化推進委員会のなかで委員さんからそういうご意見があったことはあったのですけれど、最終的には計画の名称は多文化共生推進計画でいくということで一致させていただいております。多文化共生といっても、外国の行政をみますと、政策のなかで文化を混じりあわせるといいますか、移民してきた人たちはここに住みなさい、ここであなたたちは生活していったらいいというような形で移民化政策がされまして、文化というのも、勝手にしたらいいけれど混ざりあったらそれはそれでいいじゃないかというところがあったのですが、日本では、外国の方が入ってきたら、あなたたちはあそこの地域に住んだらいいということではなくて、入ってきた人について居住場所も設定していません。

今回の多文化共生推進計画のなかでは、異文化が混ざりあうということではなくて、異文化を理解する、相手を理解してあげるといふようなところで話が落ち着いて、計画もこのように進んでおりますし、これから甲賀市が多文化共生推進計画を市民の方々に広めていくなかでも、自治基本条例の名称と合っているほうがわかりやすいのではないかと思います。

#### ○委員長

すでに多文化共生推進計画をやっていくのだということが、多くの方の参加を得て方向づけがあるということです。そうであるとすると、この条例は甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるものなので、できるだけ甲賀市の個々のまちづくり施策とも突合しているほうが望ましいだろうと思います。ご意見はありましたが、多文化の問題を中心的にご議論いただいている方たちのなかでも同じような意見はあったけれども多文化共生でいくという合意もあったというご説明もありましたので、とりあえず原案の形で「多文化共生」ということでいかせていただくということによろしいですか。

#### ○市民委員

12月1日に発言された方も委員に入っておられるということをおっしゃいましたが、その方も最終的には今のお話で了解されたのでしょうか。

○庁内委員

はい、了解されています。

○委員長

では、その確認もとれましたので、そういう形で対応させていただくことにしたいと思います。

○市民委員

せめて、解説の「今後の多文化共生社会に向けて必要なことです」というのは抜いてほしいと思います。その人のご意見を尊重するならば。

○委員長

上のほうはこのままいくという話をしましたけれど、そこは「理解を深めることが、今後のまちづくりに向けて必要なことです」というように、より大きな概念でくるんでしまって、多文化共生という言葉を多用しないようにしていくぐらいの修正はありかなと思いますが、そんな形でできるだけいただいた意見に対応していくということにしましょうか。

— 同意 —

○委員長

では、そのように修正します。10番のところはとりあえず以上でいいと思いますが、それ以外の個所でご意見などありましたらお願いいたします。

— 特に意見なし —

○委員長

では、項目の16「市長等の役割と責務」までは、「市民の声を聴く会」当日出された意見、あるいは後日紙で出された意見を受けて、11ページまでのように修正をさせていただくということでご了解をいただきました。直した形で提言として出していくことにします。

続いて、第4章の17「区・自治会」から先の部分ですが、ここにつきましては先ほど皆様から今後の対応の方向性、方針としてこういう対応でよろしいだろうかということで、AとかBとかCという対応について了承をいただいたところであります。

いささかフライング気味ではあったのですが、もし皆さんから了承をいただけたならば、その方針に基づいてこういう形で訂正をしていってはどうだろうかという作業委員会としての案を、残り時間が少ないということもあって作業委員会のほうでご尽力

いただいて、すでにつくっていただいております。今日いきなりなので目を通す時間がなくて恐縮ですが、今から事務局に配っていただきますので、17以降の部分についてまずご覧いただいて、直しはこれでいいだろうかというところをご説明いただければと思います。今いきなり配られて目を通す時間も十分ありませんけれども、作業委員さんから説明をしていただいてもよろしいですか。

#### ○市民委員

あくまでも、これは案の案という形でご理解をいただきたいと思います。作業委員会はそこまでの使命をいただいていたのですが、今後の日程を協議させていただく部分と、1番から16番までと17番以降の連結性、整合性ということを考えて、一緒に作業をしたほうが条文の整合性とかいろいろな形で作業がしやすいということから、作業委員会で時間もだいぶかかったのですが、鉄は熱いうちに打つということもあり、「市民の声を聴く会」のご意見が温かいうちに検討したほうが作業しやすいということもございましたので、今、委員長からお話がありましたように、案の案という形で今日皆さんにご提示をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思っております。

私から簡単に説明をさせていただきます。作業をしてから日が経っているので説明不足のところがあるかもしれませんので、委員長から質問等で振り返りながら補足をしていただければと思います。

17「区・自治会」と18「自治振興会」ですが、皆さんもご存知のように、全体を通してここに意見がかなり集中しておりました。「市民の声を聴く会」で意見を出された方が紙でも意見をいただいている方がいるので延べ人数は多くなっておりませんが、内容は整理しなければいけないということで精査をさせていただきました。

①が2つ出ていますが2番目の①は②になりますので、そういう形で訂正をお願いします。①は、当初、区・自治会の位置づけという形で、「地域住民を代表する自治組織です」としていましたが、自治会がないところとかいろいろなところがあるなかで、どういう位置づけがいちばん適切なのかということで、「区・自治会は、地域のつながりを基にした代表的な自治組織です」としました。「代表する自治組織」を「代表的な自治組織」に表現を変えました。

②ですが、この部分と次の自治振興会について、作業委員会でも話が出たのですが、区・自治会の役割と自治振興会の役割をはっきりしろというご意見は全部に共通した意見でした。自治振興会ができたときから、区・自治会と自治振興会の違い、どういう役割分担があるのかというところが、はっきり見えてこないというよりも、はっきりご理解いただけないところがあるので、自治基本条例のなかでここはきちっと分けなければいけないというところから、②は「地域住民は、積極的に区・自治会の諸活動に参加することにより、身近な暮らしの中で、互いに協力し助け合い、住みよい地域社会をつくります」というふうに条文を変えました。

③は、当初は「市長等は、区・自治会を尊重し」でしたが、区・自治会の組織だけが絶対的な組織だというふうにとられかねないということもありますので、「市長等は、区・自治会と互いに協力しあえる関係をつくります」に条文を修正いたしました。

18「自治振興会」ですが、自治振興会に対する交付金の正当性、要するに基礎交付金とかそういう部分は何に基づいて市の税金が自治振興会に入って、それが使われているかという根拠性をはっきりしなければいけないということについて、地域づくり計画の策定というのが自治振興会の規則のなかでも謳ってあります。これについては短期計画、中長期計画を各自治振興会でもっていただいているかと思えます。短期計画というのは1年ごとの事業計画、中長期計画につきましては、長期計画をもっているところは少ないので中期計画という表現が正しいかもしれませんが、3年もしくは4年間のスパンのなかで計画をつくっていただいています。こうした地域づくり計画の策定ということを引きちと謳わなければいけないということ。

それと、小学校区ごとに設けられるということですが、今現在は地域の事情等で分会となっているところがあります。これは、本来23の自治振興会ができるのですが、分会という形で暫定スタートしているということです。「概ね小学校区に設けられ」という部分については、自治振興会を設けている他の市町村を見ますと、もっときっちり入っているところもあります。しかし、これは条例ですので、そのたびにこころ変えるということは条例としての基本的な位置づけがおかしくなるということもありますので、現在は概ね小学校区ということですので、「概ね」ということは必ず小学校区ということではないという表現になります。今後どういう小学校区になっていくか先々のことも考えなければいけないのですが、この表現をそのまま踏襲させていただくということで、「自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、区・自治会等の関係団体と連携のもと、地域づくり計画を策定し、将来を見据えて広域的な地域課題の解決を図る組織です」ということで、ここで地域づくり計画の策定を義務づけております。これを義務づけることによって、甲賀市が各自治振興会に交付している交付金の根拠性をここで見いだしているということでもあります。これは現在すでにやっておりますので、新たな計画でも何でもありませんので、実態に即した条例に整合性を合わせたということでもあります。

②は、「まちづくり」というと甲賀市のまちづくりのように大義的にとってしまいますので、「地域づくり」という表現に変えました。

③は、最初、「市長等は、自治振興会の地域特性や実情に合わせた取り組みに対して必要な支援を行います」としていましたが、特別に各自治振興会のなかでオリジナルなことをやったところに支援をするようなイメージにも映りかねないので、「地域づくり計画に基づく取り組み」というのが現状に即した正しい表現だということで、条文の整理をしました。

17番と18番については多くの皆さんに議論をいただいているところでありますが、ここを自治基本条例のなかで細かく謳ってしまうと、旧5町が合併しています

ので旧5町のなかでも、例えば自治会の認意性、認めるほうの認意性、そこが違うところがあるようです。旧町によっては自治会も区並みの認定を受けて同様の活動をしておられるところや、区と自治会は違うというような形をやっておられるところや、いろいろあります。それを1つの条文のなかで整合性を合わせるという仕事は非常に難しいところがあります。そうはいつても合わせるあまり骨抜きになるような位置づけでは困るということから、この表現にさせていただきました。17番と18番は、作業のなかでもいちばん時間を要したところで、皆さんからご意見をいただければと思います。

19「協働によるまちづくり」ですが、「市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働してまちづくりに努めます」ということで、努力しますという表現でしたが、議会とか市長等についても当然ながらまちづくりを推進する立場で、努力する立場ではありませんので、もう一方踏み込んで「推進します」といたしました。

解説の赤字部分ですが、「ここでいう『まちづくり』というのは、2-④」ということで、定義のところの「まちづくり」の定義の部分を2-④という表現で書いてあるのですが、「2-④に定義しているとおり4に掲げる目指すまちの姿を実現するために行われるすべての活動をいいます」ということで、まちづくりという部分について説明をしております。

20番はそのままになっています。21番もそのままになっています。

第5章の22「国・県・地域との関係」につきましても、そのままになっています。

15ページの23「情報の公開」ですが、条文の内容が非常に比喩的で持って回ったような表現をしているところがありましたので、もう少しストレートでわかりやすくすると、条文があまりにも羅列されて長過ぎますので一つ区切りを設けるという意味合いから、「議会及び市長等は、その保有する情報を市民にわかりやすく公正かつ適正に公開します」という表現にいたしました。そして、「ただし、法令及び別に定める条例により制限される場合はこの限りではありません」ということで、前の文章の後半の部分を変えさせていただきました。

24「個人情報保護」ですが、①は「議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を」としていましたが、基本的人権を守るためだけの個人情報ではありませんので、もっと広い意味合いをもたせるために、「その保有する個人情報を」という表現に変えております。

②は「市民は、市民による個人情報の取り扱いに関し」という書き方をしていたのですが、それを「市民は、個人情報の取扱いに関し」という表現に変えました。そのあとは「個人の権利や利益を侵害しないよう努めます」という形に変えております。

解説の部分は、「基本的人権を守るために」という問題ではないということからここを削除しているのと、「外部からの不正アクセスや漏洩などにより個人の人権が侵害されるようなことがないよう最も適切でふさわしい方法で」という形に変えております。

25 「行政運営の基本原則」はそのままになっています。

26 「総合計画」は、もともとは1つだけの条文でしたが2つに分けました。ここについては、総合計画という言葉は出ていませんけれど、議会基本条例のなかに基本構想及び基本計画の議決に関することが謳われています。前もお話があったと思いますが、①については、もともとあった部分をそのまま①としております。なぜ②ができたかという、総合計画策定委員会の委員でもあります市民委員さんに作業委員会に入らせていただいていますので、総合計画についても細かいところを十分聞かせていただきながら、「市長等は、基本構想及び基本計画の提案にあたっては、市民の意見を適切に反映させます」ということで、市が自分たちで勝手に構想をつくって計画を提案することのないように、市民の意見のなかに基本構想や基本計画があるという位置づけをきちっと条例のなかで謳わなければいけないということから、②を新設いたしました。

解説の部分ですが、地方自治法の一部改正が平成23年に行われて、総合計画が義務づけから任意に変わったのですが、これは全体会議でもこの条項のなかでご議論をいただいている部分もありますので本日は割愛させていただきますけれど、解説のなかで、地方自治法の改正はあったけれども甲賀市としては総合計画はまちづくりの大事な部分だという位置づけをきちっとやらなければいけないということから、「基本構想及び基本計画は今後も市民との協働により作成し、議会の議決を経て策定することを規定しています」ということで、議会の議決がいきますと書いていますので、当然条文も議会の議決を経てということになっていますけれど、そういうことで条文の整理をいたしました。

27 「財政運営」はこのままになっています。

28 「財産管理」は、「市民の声を聴く会」でいろいろご意見をいただきました。ご意見をいただいた部分については、「所管する公有財産について適正に管理し、効果的に活用します」ということにすべてが包含されているのですが、それが条文の一字一句のなかで見えにくいということもありましたので、赤字部分の「市の保有する財産は、市民の共有財産であり、その管理及び活用に関する市長等の責務を規定しています。適正に管理・活用されていない場合は、市民として問題の解決に向けて、声をあげていただくことも必要です。なお、地縁団体財産や私有財産等についても、その管理は13-②に掲げるように社会的規範を守り適正に行っていただくことが期待されます」としました。地縁団体財産や私有財産等というのは、区の部分ということの意味しているのですが、このへんは強制的にとすることはできませんので、「期待されます」という表現のなかで、お願いしますよということを表示しております。

29 「行政評価」はそのままです。30 「説明責任」もそのままです。

最後の31 「条例の見直し・推進」ですが、作業委員会で全国の自治基本条例の見直しの項目を調べましたところ、それぞれ市町村によって個性がまったく違っていて、見直しをするために委員会を設けて、その委員会の中身の規定まで条例でしていると

ころもありますし、見直しの期限を設けていないところや期限を設けているところ、いろいろありました。私どもは「4年を超えない期間ごとに」としています。もともとは①と②だけだったのですが、③までに条文を整理しております。

①は、「かかげる」を漢字で「掲げる」としました。最後のほうは「まちづくりの基本原則に基づき検討を進めます」という表現でしたが、検討を進めたけれど、その進め方は検討して市長等が勝手に何か考えるのかというような、表現が一步進んだ形でなかったのが、これは「検討を進める」のではなく、「検証する」でないかためではないかと。「検証」という漢字のとおり検査をして証明してもらう必要があるので、「検証」という言葉に変えました。

では、検証を進めるために市長はどうしなければならないかということが②と③に出てきまして、手順を示しています。②は、「市長等は、前項に規定する検証にあたっては、市民が関われるように努めます」ということで、例えば市長が勝手に庁舎のなかで市役所職員さんだけで特別委員会を設けて、検討しましたけれど大丈夫ですとか、直しますとか、そういうことではなく、これは市民が関わって見直し作業ができるようにしなさいということを謳っております。検証の方法については、市民が関われるように努めなければならないということです。

③は、もともとあった部分ですので、条文が整合性のあるように直しただけです。そのなかで、もともと①も②も「市長等は」で始まっていましたが、「等」ということは補助機関ですので、この条例に対する見直しの発議権限者は市長しかないのも、そのほかの方がこの条例を変えることができる根拠性がないので、ここは発議権限者を固定させる意味から「等」を省いて「市長は」にしました。したがって③については、「市長は、前2項に規定する検証の結果を踏まえ」という表現に変えております。

以上、ちょっと走りしましたが、よろしく願いをいたします。

#### ○委員長

たくさんの分量があるので、なかなか一度ではわかりにくいかもしれませんが、「市民の声を聴く会」でいただいた意見及びそのあとの紙ベースで出していただいた意見を踏まえて対応を検討したというところであります。ご質問、あるいはご意見があればいただきたいと思いますが、いかがですか。

#### ○市民委員

訂正がございまして、ご説明を聞きながら確認していたのですが、19「協働によるまちづくり」の解説のところを見ながら、2ページの2「定義」の④を確認しましたら、「まちづくり 2に掲げるまちの姿」となっていますが、これは「4に掲げるまちの姿」だと思っておりますので、それだけ訂正をお願いします。

○委員長

すみません。作業委員はそこが直っていないものをお持ちですが、皆さんには直したものをお渡ししていますので。

○市民委員

わかりました。

○市民委員

文章ではございませんが、最後の結びの表現の仕方だけ確認をさせていただきます。断言する結びの言葉の「行います」「つくります」「築きます」という表現と、もう少しゆるい「目指します」「努めます」という表現になっているところがあるのですが、これは何か意味があるのですか。

例えば24「個人情報保護」の②の「侵害しないよう努めます」は、「侵害されないようにします」という表現ができないのかどうか、そこに意味があるのかどうかを聞きたいのです。断言されている結びが多いのですが、28「財産管理」のところは断言した「活用します」ですけれど、29「行政評価」は「努めます」になっています。そういったところは何か意味があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長

結びの言葉とか表現の揺れみたいなのは、全部ひととおり議論が終わったあともう一度最後、次回にもまた皆さんでチェックをしていただきたいと思います。基本的な考え方としては、市長等に求めている文言については、できるだけ断言するようにしようという考え方です。ただ、市民に求めているものについては、これはあまり強制できない部分もあるので、市民に関していうと「努めます」とか少し柔らかい形になっているものが多いだろうと思います。

ただ、当然今ご覧いただいてわかるとおり、すべてがそうなっているわけでもないので。例えば「財政運営」のところは、「市長等は、健全な財政運営に努めます」になっていて、「健全な財政運営をします」とは書いていないですね。ここは「努める」でいいのかどうか。「行政評価」も「努める」ですね。そういうことで、市長等が主語でも「努めます」になっているところがあったり、完全にその原則に基づいて全部が整理しきれているわけではありませんので、そのへんは次回、最終回でもう一度皆さんにチェック、確認をいただければいいかなと考えています。

ほかにご意見はどうでしょうか。

○市民委員

21「住民投票」ですが、特にこれには何も修正がないのですね。「市民の声を聴く会」で出た意見でも紙で出してもらったものでも、ないほうが良いという否定的な

意見の方が結構多いと思うのです。「作業委員会において確認済み」のほうは3つとも否定的な意見ですし、もう一つの「確認済み」のほうも2つが否定的な意見です。この委員会でも反対意見が多くて、いろいろ協議した結果、入れようということになったのですが、そのへんについては作業委員会で、そういう意見もあったということをごまかすということにはしないのですか。

#### ○委員長

住民投票については、「市民の声を聴く会」当日いただいた意見に関するほう、表が「確認済み」となっている資料を見ますと、たしかにたくさん意見をいただいているところではありますが、かなりの部分は当日すでにお答えをしているのです。当日お答えをしているというのは、前回の資料を見ていただくと、当日どのようにお答えをしているかということが書いてあります。議論をいただいたなかでどういうふうにお答えしてきたかということが掲げてあります。もう一つの、当日紙ベースでいただいたほうへのご回答は、先ほど皆さんにこういう方針でよろしいだろうかを確認をしましたところ、全部ここはDですけどDでよろしいだろうかということで、特に皆さんからはご意見、ご質問、ご異議はありませんでした。Dというのは何だったかという、この検討委員会で縷々議論はあったけれども、こういう形でいくということで変更はしないというところがDでありました。

ということはどういうことかということ、住民投票については、「市民の声を聴く会」及びそのあと紙ベースで寄せられ意見に対してはお答えということでの説明はしますけれども、提言をしていく骨子案については、さんざんここで議論をして何とかこれで皆さんがぎりぎりこの委員会の総意として決めたことで、相当時間もかけているところでもありますので、ここについてはもう手は加えないというのが作業委員会の結論であります。

#### ○市民委員

わかりました。「確認済み」のほうの115の質問のところはCとなっていますが、これについてはどうですか。

#### ○委員長

Cというのは作業委員会で方針を考えるということです。ということで、作業委員会でどうだろうかということを検討はしたけれども、対応としては最終的には、さんざんみんなで議論してきたものだからこのままの形で載せていこうじゃないかというのが作業委員会の総意であるということで、このままの形で手を加えずに残っている。こういうことです。よろしいでしょうか。

#### ○市民委員

意見ですけれど、これを提出するときには、反対意見もあったということをちょっと添えてもらうということはできませんか。

○委員長

解説のところに書き加えるということですか。それとも提出をするときに、住民投票のところは、これは盛り込まなくてもいいのではないかというご意見もあったということをお口頭で市長にお伝えするということですか。

○市民委員

口頭でも文書でもいいですけど、満場一致でこうなったわけではないということ、ちょっと付け加えてもらえたらありがたいと思います。

○委員長

はい、わかりました。それでは、提言を出すときに口頭で市長さんには、こういうご意見もあったよということは伝えておきたいと思います。

ほかはどうでしょうか。

○市民委員

今、作業委員さんが説明していただいたのは今検討するわけですか。

○委員長

そうです。

○市民委員

18「自治振興会」は、「地域づくり計画を策定し」となっていますが、前まではまちづくり計画を策定しなさいだったのです。最初、甲賀市が示したのは、自治振興会の設立にあたっては地域づくりだと。それが途中からまちづくりに変わっていったと。ですから今の各自治振興会のまちづくり計画書は、地域づくり計画書ではなくて、まちづくり計画書になっているわけですが、そのギャップは別にいいということですね。自治基本条例に則して地域づくり計画書に訂正する必要はなくて、まちづくり計画書でもいいということですね。

○委員長

計画の名前はそれぞれの自治振興会でいろいろユニークな名前をつけていただいているところもあると思うのですが、それはこの条例でいうところの地域づくり計画だよというふうに合意がとれていれば、名前は違う名前であっても問題はないだろうと思います。

○市民委員

「市民の声を聴く会」のときに、策定委員会のいろいろな意見、そして訂正した部分は報告してくださいというようなご意見があったと思うのです。どのようにして市民の声がこの条例のなかに入っていたかというところを、広報か何らかの形で知らせてくださいという市民の声があったと思うので、3月20日に市長に提案することですから、それまでに市民の方々に報告する義務が約束事としてあるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○委員長

3月20日に市長に提言するまでにとすると時間的にも厳しいと思うのです。ただ、市長に提言をするに際して、それは同時にということですが、当然、提言書は本来の骨子案だけではなくて、どういうプロセスでこの提言書に至りましたよというのを資料としてお付けします。当然そこには、「市民の声を聴く会」ではこんな意見をいただきましたという、今日皆さんのお手元にあるようなリストと、それに対してこのようにお答えをしています、これについてはこのように対応させていただきましたということ添えたものを、市長さんに提言と一緒に出します。

市長さんに提言を出すと同時に、これはオフィシャルなものとして、この委員会としてはこのように市民の皆さんからいただいた意見に対して対応しましたということは、市のホームページ等でも公表をしていただくことになると思います。分量が膨大ですので、各戸配付はたぶん無理だと思いますが、しかるべきところには備えておいていただいて、関心のある人は、ホームページが見られないようであったら、そこに来ていただいたら見ていただくこともできるような、そんな対応になってくるだろうと思います。

○市民委員

了解しました。

○市民委員

先ほど、まちづくり計画が地域づくり計画に変わったという話がありましたが、平成22年10月の時点で出された資料にはすでに地域づくり計画とされていますので、それ以降は地域づくり計画という形でできていると思います。それが1点です。

それから、住民投票の件で、市長へ提言するときに反対意見もあったということをお申し述べるということですが、この策定委員会のなかでは住民投票だけではなくてほかにいろいろなところで反対意見があったので、住民投票だけ反対意見を述べるということなのか、ほかのところの反対意見も申し述べるのか、そこはどうなのですか。

○委員長

すべてのところですべての議論の過程を説明する必要はないというか、それは大変なことになるのでできないと思うのですが、これをまとめるにあたっては、もちろんこの委員会の皆さんに相当議論いただいた結果としてこの形にまとまったと。その途中段階ではもちろんすべてのことについて全員が完全に100%合意、納得していない部分もあるだろうと。例えば住民投票のところなどには強い反対、これを載せないほうがいいのではないかというご意見もあったよというような形でお話をするのだろうなと思っております。

○市民委員

反対のウエイトの高いところだけは申し述べる、こういう理解でいいですね。

○委員長

そういうことです。

○市民委員

内容が少し違うとか、反対意見があったというのはまだいいかもしれませんが、住民投票については、この項目自体を載せるか載せないかということですから、内容のもう一つ上の問題になるわけです。例えば福祉のところの細かい話ではなくて、それ自体をなしにしようかという話は住民投票しかなかったと思うのです。ほかの項目では削除しようという話はなかったと思うのです。だからこれは特別に申し述べてほしいと思います。

○委員長

今おっしゃったような形で申しあげればよろしいですね。

○市民委員

はい。

○庁内委員

15ページの24「個人情報保護」の解説の部分ですが、「市民の声を聴く会」が開かれる前にも事務局に申しあげていたのですが、15ページのいちばん最後の行は、条文の②を解説している部分だと思うのですが、その主語が「議会及び市長等は」になっています。これは「市民は」だと思います。

もう一つ、最後の31「条例の見直し・推進」のところ、先ほど副委員長がここは「市長等は」ではなく「市長は」だとおっしゃっていたのですが、②は「市長等」となっていますので「等」をはずしていただきたいと思います。以上です。

## ○委員長

15ページのいちばん下のところですが、おっしゃるとおり、これは②の解説で、「市民は、市民による個人情報についても、同じように」となっていくべき内容です。見落としがありました。基本的に、皆さんが「市民の声を聴く会」で条文の説明をいただいたときの原稿をそのまま解説に、黒字のところはそのまま貼り付けているので、たぶん「市民の声を聴く会」で変だなと思いながら皆さん読んでいただいていたのだと思うのですが、そういうことで、ここは「市民は」に直させていただきます。

最後の31「条例の見直し・推進」の第2項は「市長等」の「等」は取らなくていいのかというご意見でしたが、実はここに関しては、第1項は条例の検証をすると。第3項は必要な措置を講じると。これは市長が責任を持ってやらなくてはならないだろうと思うのですが、第2項は市長だけではなくて事務局の職員の方々も含めて、要するに担当セクションの皆さんも含めて、市民が関われるようにどうしていったらうまく関われるだろうかということに努めていただかなくてはいけないという意味で、あえて作業委員会ではそこは使い分けをして、第2項だけ「等」が入っている形で書かせていただいています。

## ○庁内委員

条例の名称とか、「です・ます調」「である調」どちらで出すかとか、市長へ出す提言の策定委員会の決定というのは次回ですか。

## ○委員長

今日最後に申しあげようと思っていたことを先回りして聞いていただいたのですが、まさにそうです。条例の名称、これはいろいろなご意見をいただきました。「市民の声を聴く会」のときにいただいたものと、「自治基本条例」が数としてはいちばん多かったかと思いますが、「まちづくり条例」とか「まちづくり基本条例」とか「まちづくり自治基本条例」とか、合わせ技も含めていろいろなご意見をいただきましたので、最終どうするかは次回決めたいと思います。

次回が最後ですので、次回で意見がまとまらなければ、ここについてはこんなたくさんの方の意見があったけれど、われわれが委員として委嘱を受けたときには自治基本条例策定委員会ということで委嘱を受けていますから、仮称としては自治基本条例だけでも、市のほうで、もっと市民が親しみをもてるような名称があり得るかどうかということをご検討くださいねということで、まとまらなければそういった形で提言を出すこととなりますが、次回そこは議論をしたいと思っています。

それから「です・ます調」であるのか「である調」であるのかについては、「市民の声を聴く会」で意見をいただいたなかでは圧倒的に「です・ます」のこの形のほうがよいという声が多かったので、そこを踏まえて、これも次回ご議論いただきますが、

今までのわれわれの原案でも「です・ます」になっていますので、あえてそれを全部直そうとすると大変かなというのもあるので、声が多かったので、「です・ます」でいく方向で、これも皆さんで考えていただければと思っております。

全体の書きぶりについては、作業委員会でもきちっとチェックできていないのですが、例えば「取り扱い」とか「取り組み」のように「り」が送り仮名で振ってあるケースと振っていないケースがあるのです。「仕組み」というのがひらがなの場合と漢字の場合があるのです。そのように微妙な表現の整合性がとれていない、整っていないところが何か所かあるかと思っておりますので、これについても次回皆さんで最終確認をしていただきたいと思いますと思っております。

#### ○市民委員

次回の見直しのなかで当然出てくるかと思うのですが、今気がつきましたので申しあげます。5ページの5「条例の位置づけ」のところは頭に①とありますが、この①はいらないではないでしょうか。それだけ訂正をお願いします。

#### ○委員長

いつも大変丁寧に目を通していただいて感謝しております。①はいりません。ありがとうございます。

#### ○市民委員

前から気になっていて発言する機会がなかったのですが、17ページの29「行政評価」の解説の「市政運営におけるPDCAサイクルを理解し」というところですが、PDCAサイクルというのは、40年ほど前にイギリスの品質規格から生まれた言葉で、ものづくりの品質管理をするためのものであって、本来は行政用語ではないと思うのです。行政用語で使っているところも多いし、甲賀市でも使っておられるのかもしれませんが、PDCAサイクルを4回まわすと品質がなんらか上がるといようなことを私は勉強してきたわけですが、どうしても「PDCA」という言葉をここで使って甲賀市でも実施しているよということであれば、せめて「C」のところは「確認」ではなく「分析・評価」とか、そういうふうに変えると整合がとれるかなと思います。

私としては「PDCAサイクル」という言葉は省いて、「行政評価の趣旨は、評価を通じて常に業務の改善に結びつけて」というふうにとすっきりするのかなと思います。PDCAとはまた違うサイクルも最近提案されていますし、ちょっと古くさいかなという気がしました。作業委員会でもまた検討していただきたいと思います。

#### ○委員長

作業委員会のほうでとおっしゃっていただきましたけれど、皆さんがここで、たし

かに評価というのは別にP D C Aだけではないな、いろいろな評価があり得るなということで、今おっしゃっていただいたように、「市政運営におけるP D C Aサイクルを理解し」というところを削って、「行政評価の趣旨は、評価を通じて常に業務の改善に結びつけていこうとするものです」だけでいいじゃないかと皆さんが納得していただけたら、あえて作業委員会までもっていかなくても今そう決めたいのですけれど、いかがでしょうか。P D C A以外の評価もあるよということで、そこを削るということで異論はありませんか。

— 同意 —

○委員長

では、そのようにさせていただきたいと思います。  
ほかはいかがでしょうか。

— 特に意見なし —

○委員長

それでは、今日はいちおう最後まで目を通していただいたわけですが、今日お配りした17からの部分は今日いきなりだったということもあって皆さんのなかでも見落としがあるかもしれません。次回は全体を通して提言書のスタイルにして冊子の形にしたときに、これで本当に全部大丈夫かなというところ、文章の結びの言葉の統一性、整合性がとれているかどうか、あるいは表現の問題として統一性、整合性がとれているかどうか、あるいは全体のバランスが本当にこれでいいだろうか、提言書という骨子案の内容を最終確認いただくのが、次回やることとしてまず1点あります。

それから次回は、先ほど市民委員からご質問いただきましたけれど、市民からいただいた声に対してどう回答していくのか、ちゃんと皆さんに回答していかないといけないよねという話がありました。その回答をこのように回答をしたいと、提言書の資料編のところにはそういう形で付けたいということの、その回答をどうしていくかというところの検討も次回したいと思います。次回は最終ですので、すべて次回で議論を収束させていきたいと思っておりますので、ご協力をいただければと思います。

となると、今日新たにもう一度作業委員会にもって行ってくれという話は、先ほどの件も皆さんで合意がとれて「P D C A」のところを削ったりしたので、ないのですけれど、ただ残念ながら作業委員会の皆さんには、市民の声をいただいたものに対するお答えをどういうふうにするかというところの調整は案をつくらないとたぶん次回の会議に間に合わないと思いますので、申し訳ありませんが、その調整作業をいつやるかという日程調整だけ、今日このあと少し残ってやっていただければと思います。

#### ■ 4 今後のスケジュール

##### ○委員長

それでは次第の3番を終えて、4番の「今後のスケジュール」ですが、すでに今お話をしてしまいましたが、次回全体でお集りいただくのは、第21回が3月10日火曜日午後2時から4時であります。その次、先ほどから話が出ていますが、3月20日に市長さんに骨子案を提出するという段取りになっています。これについては事務局から説明をお願いします。

##### ○事務局

それでは、4番の「今後のスケジュール」ですが、3月20日金曜日にいよいよ市長へ骨子案提言書の提出をしていただくということになっております。前回からアナウンスをしておりましたが、具体的な時間がまだでしたので申しあげたいと思います。3月20日金曜日13時に場所は水口市庁舎の3階第1委員会室にて、市長へ提言書をご提出いただくということで準備をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

##### ○委員長

これは委員の皆さん全員打ち揃って市長さんに提言を出して、折角の機会だから皆さんそれぞれ一言ずつ思いの丈も申し述べていただく、そんな形でいいのですか。

##### ○事務局

第1委員会室という結構広い部屋を用意させていただいておりますので、これまでの皆さんの思いとかいろいろ議論をしてきたということをお話していただければと思っております。

##### ○委員長

ということですので、全体の意見のなかには盛り込めなかったけれど、私個人としては本当はこんな思いがあったんだみたいなものもおありの方がいらっしゃると思いますので、そういう方はそのときに一言、あまりたくさん時間はないかと思しますので、簡潔に市長さんに直接お話になってください。ご都合のつく方は全員来ていただければと思います。

##### ○市民委員

委員長と副委員長と作業委員会のメンバー、それくらいでいいのところがいますか。

##### ○委員長

いやいや、折角の機会ですから、皆さんから思いをお話していただければと思いま

すので、できればそこで最後に記念撮影的なこともあってお開きにできればいいなと思っています。庁内委員の方は参加されるのですか。

○事務局

市民委員さんだけとなっております。

○委員長

わかりました。最後だけは市民委員の皆さんにお集まりいただいて。

○市民委員

全員のほうがいい。

○委員長

庁内委員の方は市長さんに対して気まずいのもあるかと思いますが、市民委員の方だけお集りいただいて、3月20日は午後1時に、ある意味セレモニーでありますけれども、水口庁舎の3階の第1委員会室に直接おいでください。

それでは、本日の議事はすべて終了しました。これだけは言っておきたい、これを言い忘れたということはありませんか。

— 特に発言なし —

## ■ 5 閉会

○委員長

それでは、恒例でございますので、最後、副委員長に締めていただきたいと思います。

○副委員長

皆様、お疲れ様でございました。皆様方には、それぞれお仕事がありながら、あるいは自分の職務を担当しながら、時間をやりくりして本日まで策定委員会にご参加をいただいてきたかと思えます。皆様の努力の結果が、最終的に骨子案という形で活字でまとまる段取りになりました。これはひとえに皆さん方の不断のご努力、ご協力のお陰だと感謝を申しあげる次第でございます。

「市民の声を聴く会」では大変貴重な意見をいただきました。人数は少なくとも意見の希少価値あるいはその妥当性というものを、私も身にしみて貴重な意見をいただいたなと思っています。ただ、当然、民主主義のなかで意見の適正、正当性というものを判断する必要があります。そのなかで、この全体会と作業委員会において、発言の人数に関係なくその内容について精査をさせていただいて、本日、活字で修正な

り追加をさせていただいた部分は、ご意見をいただいたことを無にしない努力をしてきたつもりでございます。これは委員の皆様方の趣旨であるというふうに理解をしておりましたので、ご意見をいただいたことが無にならないように、今後、細部を詰めて最終的にフィードバックしていくという作業の段取りは、作業委員会でもう一段ご努力をいただくという形になるかと思えます。

本日、こういう形でこの素案をまとめていただきましたけれど、まだまだ十分でないところがあるかもしれません。しかし、そこは市長へ答申後に市が精査をいただいて、至らぬところを吟味いただくという作業も大事であると思えます。ここまでの皆様のご努力に感謝を申しあげ、あともう少しでございますが、より一層、集中的にお知恵を拝借したいと思えます。

本日までのご努力に感謝を申しあげ、本日の終わりの言葉に代えさせていただく次第でございます。本日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。